

第 15 条 救急自動車

1 現行の指針

人口 15 万以下の市町村にあってはおおむね人口 3 万ごとに 1 台を基準とし、人口 15 万を超える市町村にあっては 5 台に人口 15 万を超える人口についておおむね人口 6 万ごとに 1 台を加算した台数を配置する。

2 現状と課題

○ 全国の救急自動車の整備数は、救急出動件数の増加とともに、年々増加しており、指針に基づく配置基準数を大きく上回っている。管轄人口規模別に見ると管轄人口規模の小さな消防本部ほどその傾向が大きい。

(参考：平成 24 年度消防施設整備計画実態調査の結果 (全国数値))

- ・ 指針に基づく基準数 3,559 台
- ・ 実際の整備数 4,925 台

○ なお、救急搬送人員に占める高齢者の割合が大きくなっていることから、救急出動件数の増加は、高齢化の進展が一つの要因として考えられる。(別添)

3 対応策・考え方

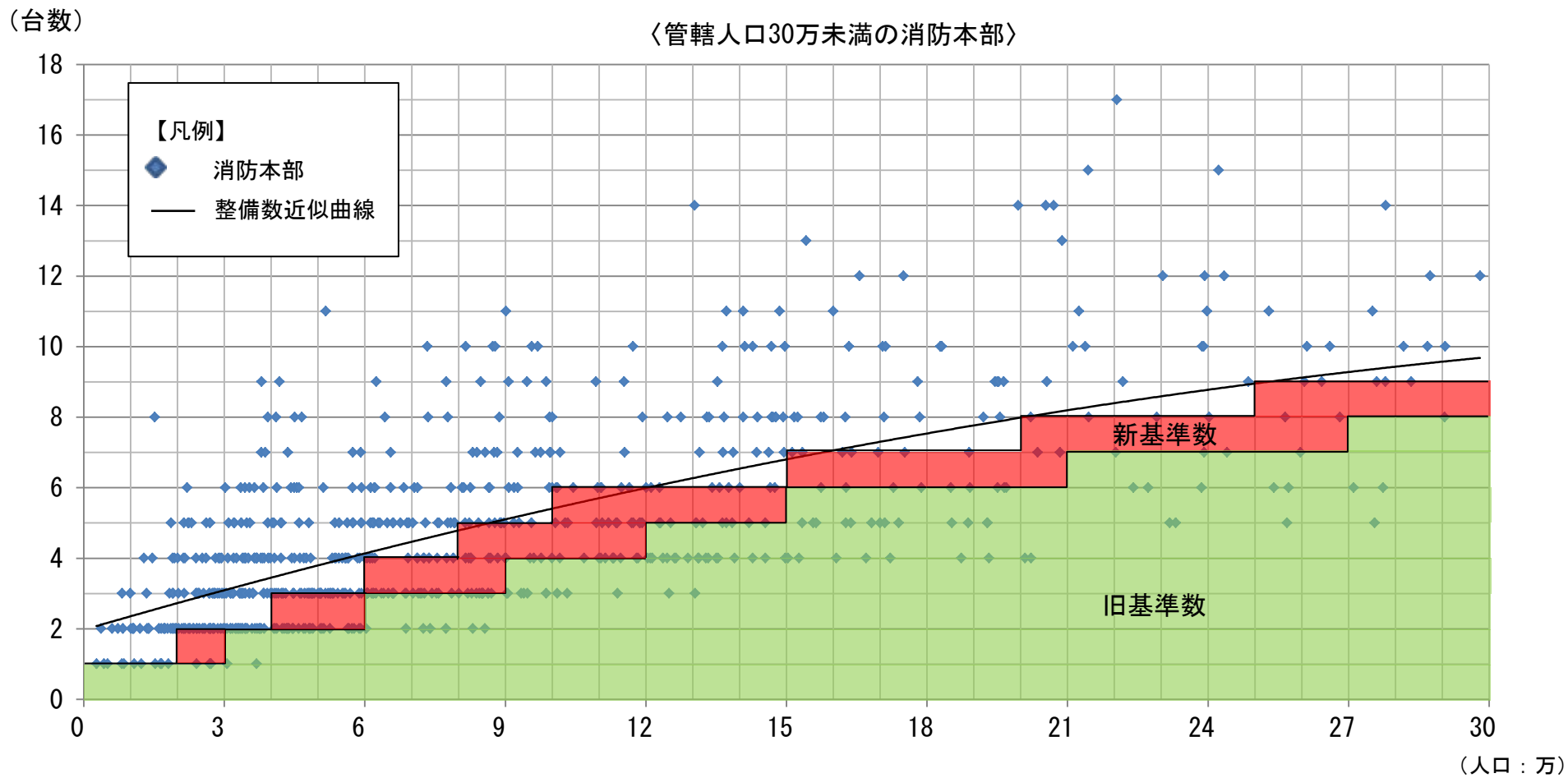
救急自動車の人口対比の配置数に基準数を近づけるように基準数を増加させる方向に見直し、勘案要素に高齢化率を加える。

4 条文のイメージ

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第 15 条 市町村に配置する救急自動車の数は、<u>人口 15 万以下の市町村にあってはおおむね人口 3 万ごとに 1 台を基準とし、人口 15 万を超える市町村にあっては 5 台に人口 15 万を超える人口についておおむね人口 6 万ごとに 1 台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口及び 1 世帯当たりの人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。</u></p> <p>2 前項の規定による救急自動車は、署所が管理するものとする。</p> | <p>第 15 条 市町村に配置する救急自動車の数は、<u>人口 10 万以下の市町村にあってはおおむね人口 2 万ごとに 1 台、</u> <u>人口 10 万を超える市町村にあっては 5 台に人口 10 万を超える人口についておおむね人口 5 万ごとに 1 台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化率、</u> <u>救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。</u></p> <p>2 前項の規定による救急自動車は、署所が管理するものとする。</p> |

参考資料

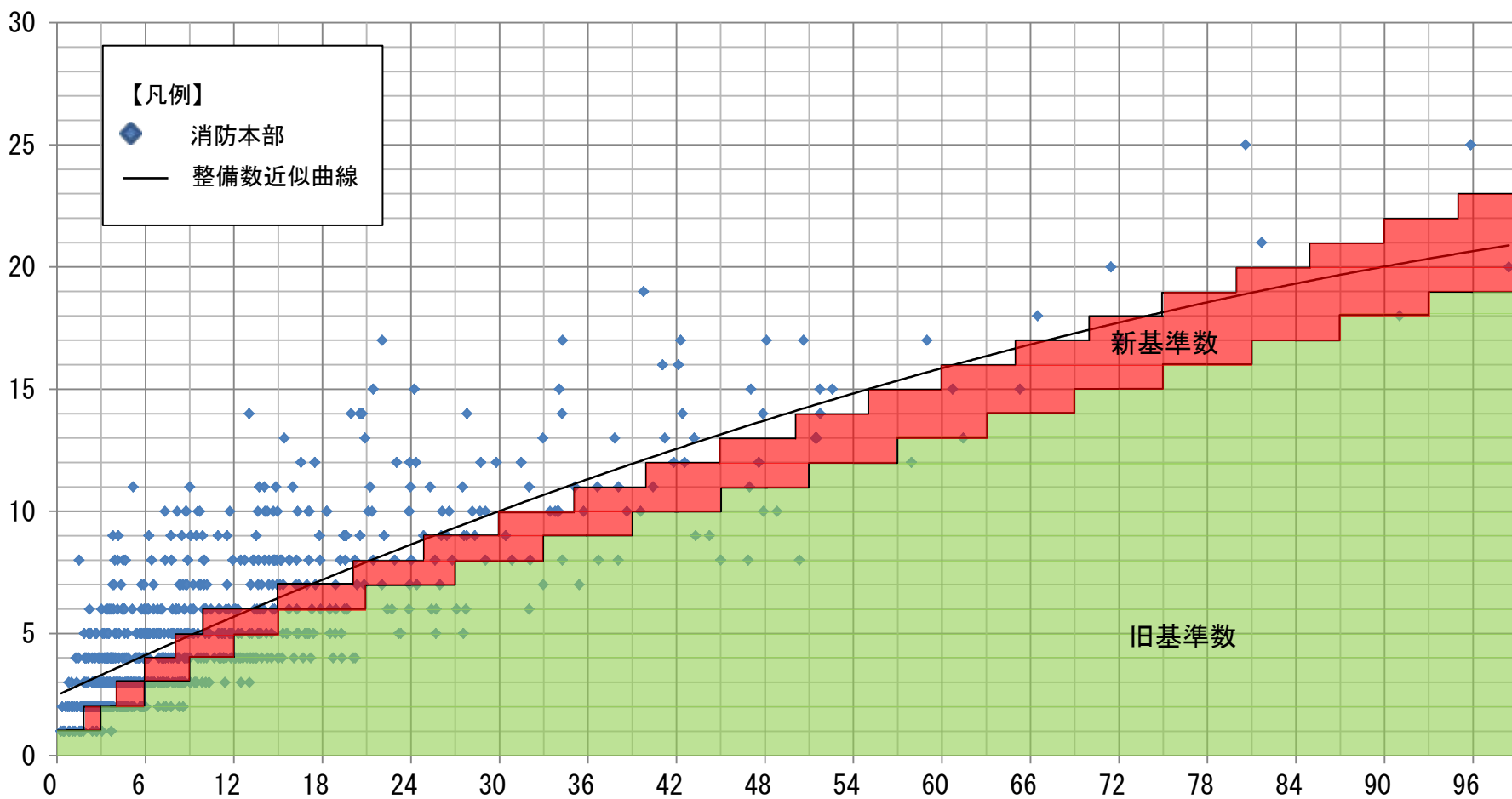
救急自動車の人口対比の整備数



(台数)

〈管轄人口100万未満の消防本部〉

【凡例】
◆ 消防本部
— 整備数近似曲線

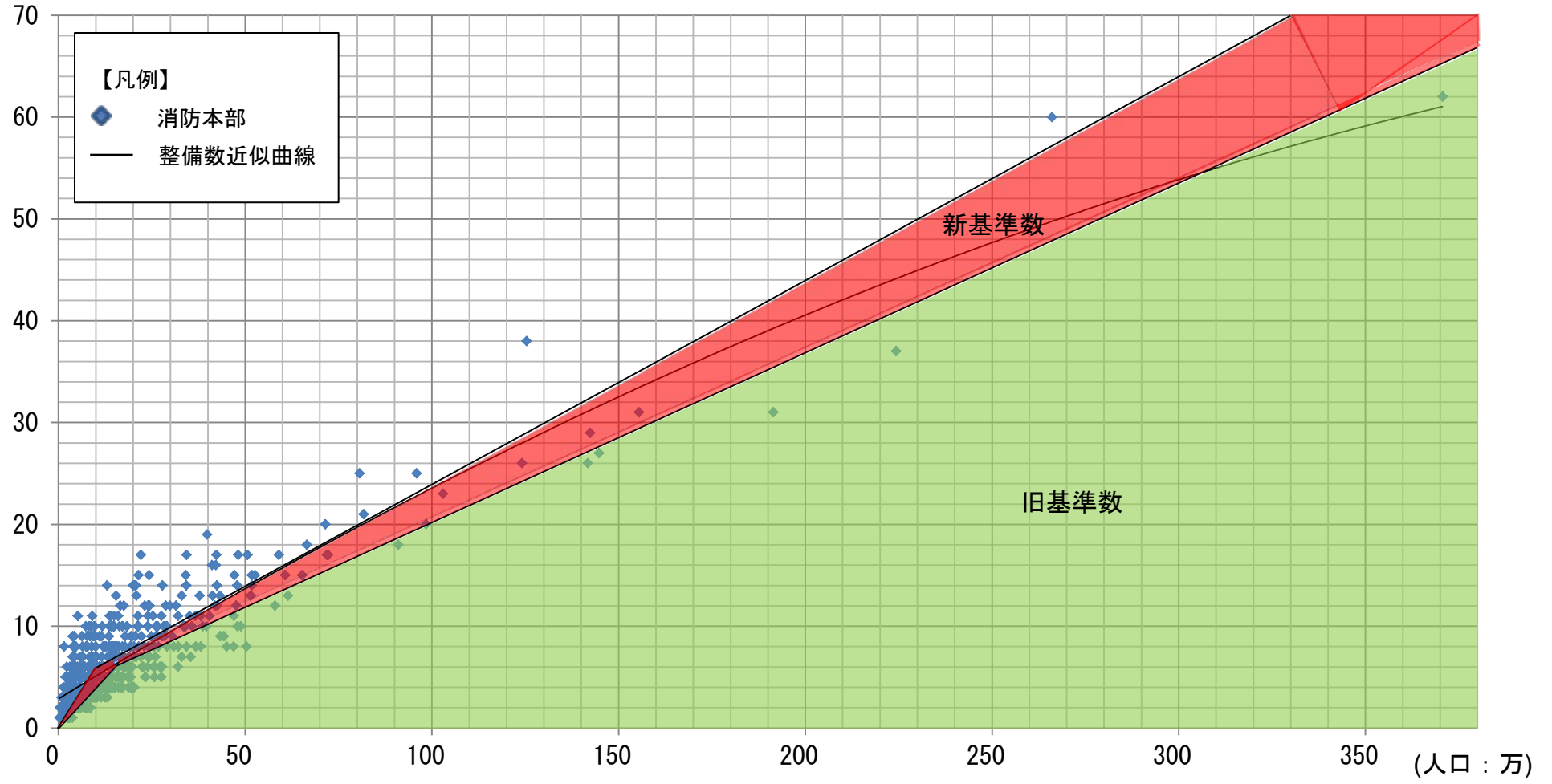


3

(人口 : 万)

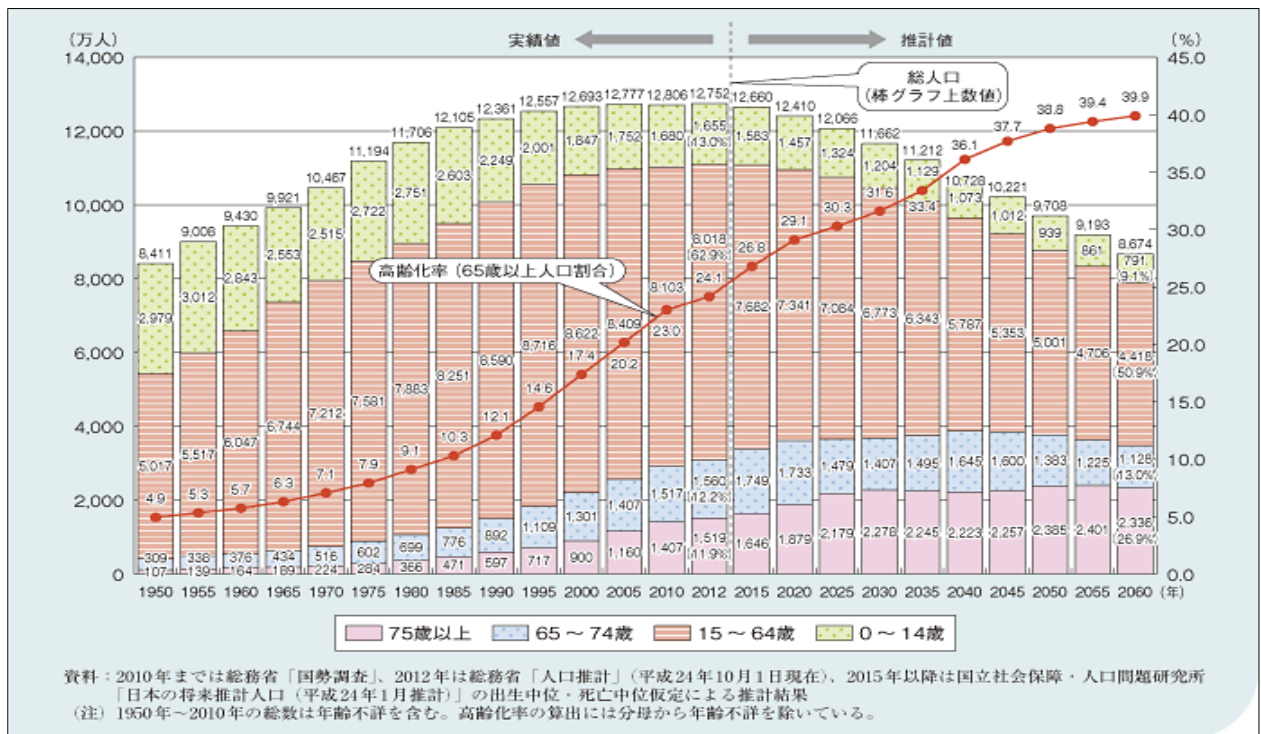
〈東京消防庁を除く消防本部〉

(台数)



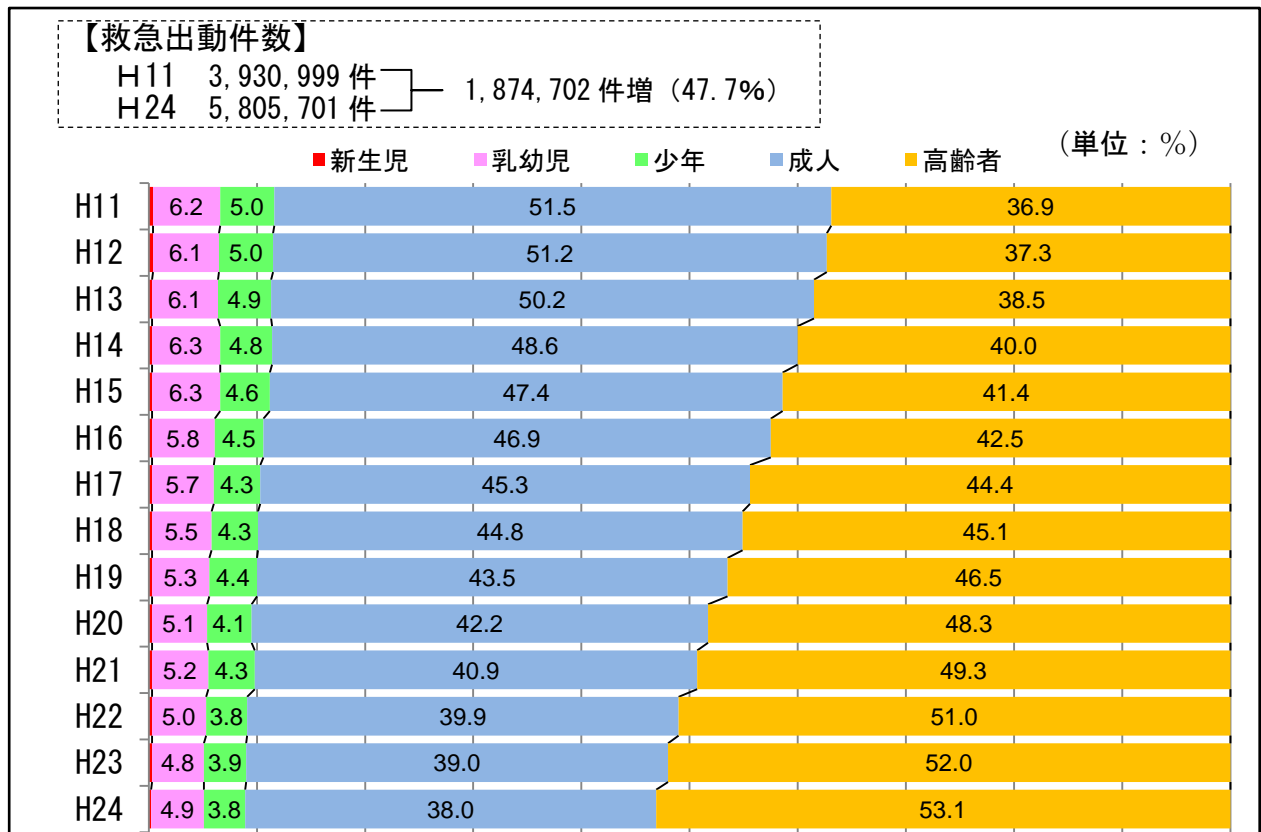
高齢者人口と救急出動の増加の関係について

○ 高齢者人口の推移と将来推計



出典：平成 25 年版高齢社会白書（内閣府）

○ 年齢区分別搬送人員構成比



出典：平成 25 年救急・救助の現況